

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部改正（2件）
- ・指定公金事務取扱者の指定
- ・畜舎建築利用計画の認定
- ・道路の区域変更（4件）
- ・道路の供用開始（2件）
- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定

所管課（室）名

漁 業 振 興 課
農 業 経 営 課
畜 産 課
道 路 維 持 課
//
砂 防 課

◎ 公 告

- ・落札者等（2件）
- ・クリーニング師試験の実施
- ・入会林野整備計画を適当とする旨の決定

スマート県庁推進課
生 活 衛 生 課
林 政 課

◎ 公安委員会告示

- ・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

運転免許管理課

◎ 人事委員会規則

- 住居手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

人事委員会事務局

告 示

長崎県告示第446号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第608号及び昭和61年長崎県告示第122号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

表中「| 紐差加入区 平戸市のうち木ヶ津町、宝亀町、紐差町、木場町、迎紐町及び大川原町の区域|」を削る。

長崎県告示第447号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第608号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

表中「| 志々伎加入区 平戸市のうち早福町、大志々伎町、石堂町、志々伎町、小田町、及び野子町の区域|」を「| 志々伎加入区 平戸市のうち早福町、大志々伎町、石堂町、志々伎町、小田町、野子町、木ヶ津町、宝亀町、紐差町、木場町、迎紐差町及び大川原町の区域|」に改める。

長崎県告示第448号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の支出事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日
令和8年5月25日
- 2 指定公金事務取扱者の住所及び氏名
長崎県長崎市元船町17番1号
一般社団法人長崎県農業会議 会長 平尾 政博
- 3 委託事務
農業経営体質上げ対策緊急支援業務委託における支援金の支出業務
- 4 委託期間
令和8年5月25日から令和9年2月26日まで

長崎県告示第449号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

1. 認定計画実施者の氏名
松田 康彦
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
8畜第180号
令和8年7月9日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地
長崎県佐世保市江迎町根引122番地2
4. 認定に係る畜舎等の種類
飼養施設（牛舎）

長崎県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路 線 名 厳原豆酸美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町吹崎字フシガ塚50番1地先から 対馬市美津島町吹崎字横畑32番3地先まで	前B	25.2～98.7	106.4	
	後B	25.2～102.4	106.4	

長崎県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路 線 名 厳原豆酛美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町箕形字チヌキ270番1地先から 対馬市美津島町箕形字チヌキ270番12地先まで	前B	10.1～72.8	20.0	
	後B	10.8～78.3	20.0	

長崎県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路 線 名 長崎多良見線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町本川内郷字壺丁田12番1地先から 西彼杵郡長与町本川内郷字壺丁田12番1地先まで	前	11.1～11.9	20.8	
	後	10.5～11.1	20.8	

長崎県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路 線 名 大瀬戸西彼線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市大瀬戸町瀬戸下山郷字弥太郎519番16地先から 西海市大瀬戸町瀬戸下山郷字弥太郎456番1地先まで	前A	16.0～19.8	79.5	
	前B	12.5～72.5	114.6	
	後A	16.0～19.8	79.5	

長崎県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酛美津島線	対馬市美津島町吹崎字フシガ塚48番1地先から 官公有無番地先（対馬市美津島町箕形字チヌキ274番9）まで	令和 8 年 7 月 24 日

長崎県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎多良見線	西彼杵郡長与町本川内郷字壺丁田2番3地先から 西彼杵郡長与町本川内郷字壺丁田16番14地先まで	令和 8 年 7 月 24 日

長崎県告示第456号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県島原振興局建設部において縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

長崎県知事 平田 研

指定区域の名称			境ノ尾（2）	
所在地	市町名	大字	字	地番
	雲仙市	愛野町乙		837番1の一部、837番2の一部、834番の一部、838番1の一部、840番3の一部、841番1の一部、841番3の一部

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 24 日

長崎県知事 平田 研

- 業務名
仮想端末基盤の賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 落札決定日

令和8年6月1日

- 4 落札者
長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社
代表取締役 松尾 隆宏
- 5 落札価格
653,322,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 契約方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年4月17日
- 8 落札方式
最低価格

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

- 1 業務名
農林技術開発センターネットワーク構築業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 落札決定日
令和8年6月1日
- 4 落札者
長崎県長崎市西坂町2-3
エフサステクノロジーズ株式会社 九州・中四国ビジネス統括部
統括部長 田中 美治
- 5 落札価格
35,286,400円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 契約方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年4月17日
- 8 落札方式
最低価格

クリーニング師試験の実施（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和8年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和8年10月19日（月曜日）午前10時から
 - (2) 会 場 長崎県庁
 - (3) 所在地 長崎市尾上町3番1号
- 2 試験の方法及び科目
 - (1) 学科試験
ア 衛生法規に関する知識

- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実技試験
 - 洗たく物の処理に関する技能（しみ識別、繊維識別）
- 3 受験資格
 - (1) 中学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終えた者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続
 - (1) 提出する書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影したサイズ縦4.5cm横3.5cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
 - ウ 履歴書
 - エ 受験資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書等）
※卒業証書の写しを提出する場合は、卒業証書の原本確認が必要。また、氏名が卒業時と異なる場合は戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）等氏名変更を証明する書類の原本が必要。
 - (2) 受験手数料 7,000円
手数料は、長崎県電子申請システム、支払窓口もしくは手数料納付書による納付のいずれかの方法によること。なお、長崎県電子申請システムを利用した場合は、受付期間の最終日（9月2日）から7日以内（9月9日まで）に支払いが完了していること。
 - (3) 提出先
受験者の住所を管轄する保健所。ただし、長崎県外に居住する者は、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）。
 - (4) 受付期間
令和8年8月12日（水曜日）13:00から9月2日（水曜日）12:00まで
受付時間は、前記期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時までとする。
※ただし、受付期間の最終日である9月2日（水曜日）は、午前9時から正午までとする。
- 5 受験票（クリーニング師試験受験通知書）の送付
受験票（クリーニング師試験受験通知書）は、長崎県県民生活環境部生活衛生課から直接受験者に送付する。
- 6 合格者の発表
令和8年11月6日（金曜日）に、県のホームページに合格者の受験番号を掲載して発表するとともに、合格者に文書で通知する。
- 7 その他
この試験についての受験手続、その他不明な点は、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（電話095-895-2363）に問い合わせること。文書による問い合わせには、必ず返信用切手を同封すること。

入会林野整備計画を適当とする旨の決定（公告）

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、対馬市厳原町日吉325番地3曾入会林野整備組合代表者梅野善弘申請に係る入会林野整備計画を適当とする旨の決定をした。

なお、その決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月24日

長崎県知事 平田 研

1 入会林野整備計画書

(1) 縦覧の期間

令和8年7月24日から令和8年8月24日まで

(2) 縦覧の場所

対馬市厳原町国分1441番地
長崎市尾上町3番1号

対馬市役所農林水産部農林しいたけ課
長崎県農林部林政課

- 2 法第7条第1項の規定により、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この決定に対して異議があるときは、次に掲げる期間内に長崎県知事にこれを申し出ることができる。

令和8年8月25日から令和8年9月23日まで

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和8年7月24日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
(2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を取得している者
(2) 技能検定員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び技能検定員資格者証（大型）を取得している者
(3) 技能検定員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（中型）を取得している者
(4) 技能検定員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（普通）を取得している者
(5) 教習指導員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び教習指導員資格者証（大型）を取得している者
(6) 教習指導員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（中型）を取得している者
(7) 教習指導員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（普通）を取得している者

3 審査の実施日時

令和8年8月24日（月）から同月28日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

- (1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和8年7月24日（金）から同年8月7日（金）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。	平日午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1時までを除く。	長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

- (2) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- (ア) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自^{けん}二、普自二及び牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード
- (イ) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（大型）
- (ウ) 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（中型）
- (エ) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（普通）
- (オ) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（大型）
- (カ) 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（中型）
- (キ) 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(3) 申請方法

ア 審査を受けようとする者は、(1)により来所し、又はe-Gov電子申請により必要事項を登録して申請を行うこと。

イ e-Gov電子申請は、申請期間の最終日までに到達したものを受け付ける。

(4) 審査手数料及び納付方法

ア 審査手数料

(ア) 技能検定員

a 大型免許・中型免許・準中型免許	23,750円
b 普通免許	19,800円
c 第二種免許	22,200円
d その他の免許	14,450円

(イ) 教習指導員

a 大型免許・中型免許・準中型免許	15,100円
b 普通免許	12,000円
c 第二種免許	12,850円
d その他の免許	9,950円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

イ 納付方法

審査の申請時から審査当日までに納付すること。ただし、e-Gov電子申請により審査の申請を行った場合は、別に指示される期日及び場所において納付すること。

なお、納付した審査手数料は、審査を受けなかった場合においても返還しない。

6 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

7 問合せ先

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

人事委員会規則

住居手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月24日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第14号

住居手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 住居手当の支給に関する規則（昭和49年長崎県人事委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（借受け住宅における権衡職員の範囲） 第4条 略 <u>2 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県</u>	（借受け住宅における権衡職員の範囲） 第4条 略

条例第83号) 第25条第1項に規定する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年長崎県人事委員会規則第3号)第5条第2項に該当する職員」とあるのは、「一般職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年長崎県条例第83号)第25条第1項に規定する職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第2条第1項の在外職員であるとした場合に、同法第6条第7項第3号に該当する職員」とする。

(一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和39年長崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(災害応急作業等手当) 第19条 略 2 略 3 条例第22条第2項第4号に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。 (1) 巡回監視(条例第22条第1項第1号に定めるものを除く。) 950円 (2) 前号に掲げる作業以外のもの 1,440円 4 略	(災害応急作業等手当) 第19条 略 2 略 3 条例第22条第2項第4号に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。 (1) 巡回監視(条例第22条第1項第1号に定めるものを除く。) 710円 (2) 前号に掲げる作業以外のもの 1,080円 4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八二四)
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市戸町四丁目四番一号

株式会社
寺田
田
宏
弥
ト